第十七条の十七第二項中「にあっては」を「（第十七条の五十四第五項において単に「農業委員会を置かない市町村」という。）にあっては」に、「第十七条の三十六第二項」を「第十七条の五十四第二項及び第十七条の五十七第二項」に改め、同条第五項中「（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この項において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）」及び「（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）」を削り、「同法」を「農地法」に改める。

第十七条の二十四第三項第二号中「この号において」を削り、同条第四項第三号中「第六項及び第十七条の三十三第一項において」を「以下」に改め、同項第四号中「第十項及び第十七条の三十三第二項において」を「以下」に改め、同項第五号中「第十一項及び第十七条の三十三第三項において」を「以下」に改め、同項第六号中「第十四項及び第十七条の三十三第四項において」を「以下」に改め、同条第六項中「含む」の下に「。第十七条の三十六第十一項において同じ」を加え、同条第七項中「前項」を「、前項」に改め、「この条において」を削り、同条第十項中「含む」の下に「。第十七条の三十六第十五項において同じ」を加え、同条第十一項中「含む」の下に「。第十七条の三十六第十六項において同じ」を加え、同条第十四項中「含む」の下に「。第十七条の三十六第十九項において同じ」を加え、同条第十五項中「ものに限る」の下に「。第十七条の三十六第二十項において同じ」を加え、同条第十七項中「定めるもの」の下に「第十七条の三十六第二十一項において「市町村高齢者居住安定確保計画等」という。」を加える。

第十七条の三十二第一項中「の長」の下に「。第十七条の四十第一項において同じ。」を加える。

第十七条の三十五第一項中「前項」を「、前項」に改める。

第十八条中「第五条第四項第十五号」を「第五条第四項第十八号」に改める。

第五章第十四節を同章第十七節とする。

第十七条の四十一中「第五条第四項第十四号」を「第五条第四項第十七号」に改め、第五章第十三節中同条を第十七条の六十三とする。

第十七条の四十中「第五条第四項第十三号」を「第五条第四項第十六号」に改め、同条を第十七条の六十二とする。

第十七条の三十九中「第五条第四項第十二号」を「第五条第四項第十五号」に改め、同条を第十七条の六十一とする。

第五章第十三節を同章第十六節とする。

第十七条の三十八中「第十七条の三十六第一項」を「第十七条の五十七第一項」に改め、第五章第十二節中同条を第十七条の五十九とする。

第十七条の三十七第一項中「第五条第四項第十一号」を「第五条第四項第十三号」に改め、同条を第十七条の五十八とする。

第十七条の三十六第三項第一号並びに第四項第二号及び第四号中「第五条第四項第十一号」を「第五条第四項第十三号」に改め、同条を第十七条の五十七とする。

第五章第十二節を同章第十四節とし、同節の次に次の一節を加える。

第十五節　株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

第十七条の六十　株式会社社民間資金等活用事業推進機構は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十二条第一項第一号から第十一号までに掲げる業務のほか、認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業を行う場合において、当該認定地方公共団体の依頼に応じて、次に掲げる業務を営むことができる。

一　当該認定地方公共団体に対する専門家の派遣

二　当該認定地方公共団体に対する助言

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務

2　前項の規定により株式会社社民間資金等活用事業推進機構の業務が営まれる場合には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第三十七条第一項第六号中「に掲げる」とあるのは「及び地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六十第一項各号に掲げる」と、同法第五十二条第一項第十二号中「前各号」とあるのは「前各号及び地域再生法第十七条の六十第一項各号」と、同法第六十二条及び第六十三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は地域再生法」と、同法第六十六条中「に掲げる」とあるのは「及び地域再生法第十七条の六十第一項各号に掲げる」と、同法第九十二条中「第六十三条第一項」とあるのは「第六十三条第一項（地域再生法第十七条の六十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第六十三条第一項」と、同法第九十三条第八号中「第六十二条第二項」とあるのは「第六十二条第二項（地域再生法第十七条の六十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第五章第十一節の次に次の二節を加える。

第十二節　地域住宅団地再生事業計画の作成等

（地域住宅団地再生事業計画の作成）

第十七条の三十六　認定市町村は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている地域住宅団地再生事業の実施に関する計画（以下「地域住宅団地再生事業計画」という。）を作成することができる。

2　認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事その他厚生労働省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

3　地域住宅団地再生事業計画には、地域住宅団地再生区域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一　地域住宅団地再生区域における住宅団地再生事業に関する基本的な方針

二　地域住宅団地再生区域において住宅団地再生を図るために整備すべき医療施設、福祉施設、商業施設その他の当該区域の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該施設を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

三　地域住宅団地再生区域において整備すべき高年齢者向け住宅及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該高年齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

四　地域住宅団地再生区域において提供すべき介護サービス及び当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

五　地域住宅団地再生区域において公共交通機関の利用者の利便の増進を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

六　地域住宅団地再生区域において貨物の運送の共同化その他の貨物の運送の合理化を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、地域住宅団地再生事業の実施のために必要な事項

4　地域住宅団地再生事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一　地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う住宅団地再生建築物整備事業（都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次条において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ　当該事業を実施する区域

ロ　当該事業の内容

ハ　当該事業に係る建築物の整備に関する基本的な方針（イに掲げる区域内の用途地域（建築基準法第四十八条第十四項に規定する用途地域をいう。）の指定の目的に反しないものに限る。）